

措置終了

「町指定ごみ袋」以外の袋で燃やせるごみを出せる臨時措置を終了しました

指定ごみ袋以外の透明または半透明のポリ袋（ポリエチレン製）で「燃やせるごみ」を出すことができる臨時措置は、販売店における供給状況に改善が見られることから、8月31日（月）をもって終了しました。

町民の皆さまには、引き続き、指定ごみ袋の過度なご購入はお控えいただくとともに、適切なごみの排出にご協力をお願いいたします。

期間 **令和8年8月31日(月)まで**

対象 燃やせるごみ

※「プラスチックごみ」や「燃やせないごみ」は町指定袋ではなく、ポリ袋（透明・半透明）で出すことができます。

ごみ袋は…

	町指定袋 (45ℓ・30ℓ 20ℓ・10ℓ)	ポリ袋 (透明・半透明)
	燃やせるごみ	× (※1を含む)
プラスチック類	○	○
燃やせないごみ	○	○

※1 他市町のごみ袋を使用する場合は、市町名を二重線で消し、長泉町と記入し「燃やせるごみ」以外で排出してください。黒いビニール袋など中身が確認できない袋は回収しません。



町ホームページ

ちょうどいいが いちばんいい
Nagaizumi

【問い合わせ】 長泉町くらし環境課
Tel.055-989-5514（土・日・祝日を除く）